

4. 戦没者遺骨のDNA鑑定

戦没者の御遺骨を御遺族へお返しするため、平成15年度から、遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する御遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。なお、身元が判明した場合には、御遺族が居住する都道府県を通じて御遺骨をお返ししている。

戦後75年以上を経て、御遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より沖縄県、令和2年度からは硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で收容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、DNA鑑定を公募により実施しており、その結果、令和2年8月及び9月に、タラワ環礁の戦没者遺骨計2柱について、また、同年12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱について、それぞれ御遺族との間で身元が特定された。

これらの結果を踏まえ、令和3年10月1日から、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、沖縄、硫黄島及びタラワ環礁に加えて、厚生労働省が検体を保管している全地域（注）に拡大して、御遺族と思われる方からの申請受付を開始し、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づきDNA鑑定を実施している。

（DNA鑑定状況）

令和5年6月末現在

年度	判明	否定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
令和5年度	1	157	158
計	※1,232	3,976	5,208

※判明数の内訳（旧ソ連地域：1、201、南方等：31）

(注) 厚生労働省が検体を保管している全地域

- | | | |
|----------|----------------|-----------------|
| ・硫黄島 | ・タイ | ・ノモンハン |
| ・インド | ・中部太平洋地域 | ・ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ・インドネシア | ウエーク島、ギルバート諸島、 | ・フィリピン |
| ・沖縄 | ツバル、トラック諸島、 | ・ミャンマー (50音順) |
| ・樺太 | パラオ諸島、マーシャル諸島、 | ※他の地域も戦没者遺骨の検体が |
| ・旧ソ連等 | マリアナ諸島、メレヨン島 | 採取され次第鑑定を実施する。 |
| 旧ソ連、モンゴル | ・東部ニューギニア | |